

令和3年第13回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年12月6日（月）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推6	縄田伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一
推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一
推19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推5 安田 謙二 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	松倉 司	参事	安田志津子
主任	大原 三和						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
第50号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第34号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第35号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから、開会いたします。

本日は農業委員19名、皆様の御出席、農地利用最適化推進委員19名のうち、5番、安田推進委員から欠席の届け、14番、東推進委員から、まだ今のところ届けが出ておりませんが、現時点で36名の出席があり、玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和3年第13回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長に御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

今日はお忙しい中、年末ですけれども、令和3年度第13回の総会に出席をいただきましてありがとうございました。

今年もあと1カ月を切りまして残りわずかとなっています。私たち農業委員会は8月に改選をされましたけれども、コロナ禍の中、スムーズにその職務をこなしていったのかなと思います。今年最後の総会となりました。皆様の御協力に感謝を申し上げます。

それから、今年を振り替えれば、やはりこのコロナかなと思っています。農業関係にも大きな影響が出ていまして、臨時国会が今日から始まったんですよ。補正でもコロナ対策を組んであるということなので、コロナ対策についても、しっかりしてもらいたいと思っています。

このコロナですけれども、去年の1月16日に最初に神奈川県の方の男性の方が第一例目だったと思います。それからいろいろありましたけれども、それから約2年ですかね、過ぎようとしています。10月、11月頃ようやく収まったかなあと思ったら、今度はオミクロンというのがまた出てきて、また世の中が少し慌ただしくなっているような気がします。今後どのように推移をするのか気がかりですけれども、予防をですね、マスク、手洗い、換気に注意して、年末年始を乗り越してよい年が迎えられればなと思っています。

それからもう一つ、最近地震が多いとは思いませんか。地震が多いですよ。茨城であって山梨であって和歌山から、今、トカラ列島あたりが大変地震が多くなっております。なんか30年以内に70%の確率で東京直下型とか南海トラフとか来るといような、そういう予想も立ててありますので、その前触れでなければいいかなあというようにも思っています。今ちょうどテレビで日本沈没というテレ

ビ番組があっけいすけれども、なんか意味深なものを感じています。

それから、鳥インフルエンザが南関町で発生しました。無事に殺処分が全部終わったということで新聞に出ていました。またこれが広がらなければいいかなあと思っています。これに行かれた皆さんは大変御苦労だったと思います。

それから最後ですけれども、皆さんも取っけいらっしゃる全国農業新聞あると思っけいすけど、そこに全国農業委員会会長代表者集会在が12月2日に開催されまっけいたという記事が載っけいす。ちよっつそれを紹介させたいだくと、その集会在では5月に政府・与党で取りまっけいめられた人・農地など関連施策の見直しに関する要請決議を行われたいだくと載っけいす。

その要請決議では、人・農地プランの策定にあっけいっては、農業委員会など関係機関の意見を十分聴取することや、農業委員会が現場で収集した農地情報を十分尊重して、目標地図を作成することなどが求められたいだくとあります。こっけいいう地図が作成されたいだくと思っけいす。

併せて今回の見直しを現場で着実に実施するため、全ての農業委員会在で意欲的な成果目標と活動目標を設定し、その進行管理を徹底すること、農地の見回り活動や農家への声かけ活動など、日常活動を新たな最適化活動の起点に位置付け取りまっけい組むことなど、農地利用の最適化活動を加速するための申しまっけい合わせがなされたいだくとこっけいいうな、こっけいいう記事が載っけいす。

昨年からちよっつと話がありまっけいたけれども、玉名市も来年から人・農地プランの実施後の話し合い活動といっけいのが出てまっけいいます。今日ですな、その開催にかっけいかる説明が農林水産政策課のほうからされたいだくと思っけいすけれども、その話し合いの中、農業委員さん、推進委員さん、中心となっけいって話し合いを進めていかなければならなっけいと思っけいすので、よろしくお願っけいしたいと思っけいす。

ちよっつと長くなりまっけいたけど挨拶とさせたいだくとさせていただきます。よろしくお願っけいします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速ですけれども議事に入りたいと思っけいす。

座って進行をさせたいだくとさせていただきます。

本日は第47号から50号までの461件の議案審議と、第34号から35号までの51件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願っけい申し上げまっけいす。

本日の議事録署名委員は、委員番号12番、西本賢二郎委員と13番、中島浩輔委員にお願っけいいたします。

なお、発言の際は、委員番号または推進委員番号と氏名を述べたいだくと発言されま

すようお願い申し上げます。

それから、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をしていただきますよう併せてお願い申し上げます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は13件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第47号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年12月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大阪府堺市と築地の申請人で、大浜町の田2,097㎡を農業廃止と相手方の要望のため売買するものです。

2番、三ツ川と滑石の申請人で、三ツ川の畑199㎡を相手方の要望のため売買するものです。

3番、大倉の申請人で、大倉の畑485㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、熊本市西区の申請人で、青野の畑5,729㎡外1筆、計8,990㎡を子へ贈与するものです。報告第34号20番と関連しております。

5番、田崎と川部田の申請人で、寺田の畑948㎡外9筆、計7,171㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第34号41番と関連しております。

6番、溝上の申請人で、溝上の田135㎡を贈与と相手方の要望のため売買するものです。

7番、福岡市中央区と岱明町の申請人で、岱明町高道の田1,014㎡外1筆、計1,750㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。報告第34号39番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

8番、山田と岱明町の申請人で、滑石の田1,308㎡外2筆、計2,346㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

9番、埼玉県鶴ヶ島市と岱明町の申請人で、岱明町大野下の田1,540㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田594㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第34号22番と関連しております。

11番、玉名郡玉東町と天水町の申請人で、天水町立花の田1,302㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

12番、天水町の申請人で、天水町尾田の田1,200㎡外1筆、計3,190㎡を子へ贈与するものです。

4ページになります。

13番、天水町の申請人で、天水町竹崎の田1,203㎡外1筆、計1,487㎡を財産処分と相手方の要望のため売買するものです。

以上13件、合計31,286㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

去る12月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から13番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。

では、1番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員会3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人が大阪府の方で、譲受人が築地の方なんですけど、申請理由が農業廃止と相手方の要望だったんですけど、現地を見に行っただけなんですけど、これみんなで判断することができなかつたので、これは一応保留みたいな感じにさせていただけるとありがたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） 現場に行かれた農業委員さんから御発言があったらお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

私も担当ではありませんでしたが、私も近所に66年間住んでおりました、その現地は小さいときから遊んでおりました。ちょっと補足的に説明します。

その譲渡人ですか、その方は50年ほど前、一家で大阪に出稼ぎという形で行っておられて、全然こっちに戻ってきておられません。2、3年前ですね、家があつて朽ち果てて、一応そのとき整理されまして、それから手前のほうだけ砂利を敷きつめてですね、譲受人の方の関連の会社の方の駐車場となっております。

今年の耕作放棄地の現地検査のとき、委員さんあたりとまわって、事務局さんも

確認してきたときは、ほんな手前だけしか砂利を入れてなかったんですね。その担当の方もここは許可は取ってあつたろかねえという感じで終わって、先日ですね、現地を見に行つたところ、2反の田ん中全体的に砂利を敷きつめてあつたんです。ちょっとほかの農業委員さんと話して、これはやっぱり農地としては許可はできないなあということで、一旦全部砂利をはずしてもらつたらどうかなあということ、それから検討するところが妥当ではないかと、ということで話をしてみました。そのあとの内容は、実際にそういうことをやられたあとにまた判断してもらえればいいのかと私は思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ほかに、事務局から何かありますか。現地を見られて砂利を敷いてあつたということなんですかね。農地として使えない。それを砂利をはげば農地として使えるんですかね。

○5番（坂本正敏君） 一粒残らずということはどうてい無理だと思いますけど。

○議長（下川 安君） 一応こういうことで申請があがっていますけれども、皆さんの御意見のいただければなと思いますけど、今のお話があつて何か御意見があれば。一応砂利をはいでというお話もあつたので、本人さんたちがどうされるかはよくわからないけど、取りあえずはこの件については保留にしたほうがいいのかあというようなこともちょっと。

○5番（坂本正敏君） あくまでも農地として売買されるんでしょう。

○議長（下川 安君） 3条ですから農地です。耕作目的ということですよ。

○8番（本田多美子君） 現地をちゃんと見られている農業委員さんたちの意向を尊重したいと思います。

○議長（下川 安君） そういう御判断もありましたので、取りあえずは、この件については継続して、継続保留にしたいと思います。継続審議という形でよろしゅうございますか。

(はいの声)

○議長（下川 安君） そういうことでよろしい委員さんは挙手をお願いします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、では継続審議にしたいと思います。

では、続いて2番から13番のほうにいきたいと思います。それでは2番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。2番の案件について説明いたします。

申請地は三ツ川農協より左に1kmほど行つたところで、滑石の譲受人が実家の横の土地を譲渡人より199㎡の畑を5万円で購入し、そこにタマネギ、ジャガイ

モ等の野菜を作るそうです。別に何ら問題もないようですので、審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、3番、4番は同じ委員さんですので、続けてお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。3番と4番の件について説明いたします。

3番です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということです。譲受人が耕作している隣接地の取得ということで、年間通して10種類の野菜を作られるそうです。下限面積も満たしてあるので許可相当と判断いたします。

続いて4番の件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、子への贈与ということです。息子さんは贈与されたあとみかんを作るそうです。これも下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 5番の案件を御説明します。推進委員番号7番、船津です。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしておりますけれども、今、この土地にニンニクが作付けされており、譲渡人と譲受人との話です、にんにく収穫後、レンコンの作付けに取りかかるということで、現地確認のとき説明がありましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番、お願いします。

○推8番（上田龍介君） 推進委員番号8番、上田です。6番の件について説明いたします。

譲渡人は溝上の方、譲受人は同じく溝上の方です。この件につきましては、5年ほど前、譲渡人宅の住宅の一部がですね、集中豪雨によって崖崩れを起こしました。その土砂の一部が譲受人のところの所有の水田の一部に流れだしたということでございます。石積みを施工する場合に勾配をつけなければいけませんので、どうしても譲渡人の水田を一部拝借するというような形になりましたので、譲渡人のほうから農地の一部を購入するという話になっておりましたけれども、譲受人側から、譲渡人所有の水田の135㎡を贈与してもらえないかというような形で話が決着しております。譲受人の所有の水田のすぐそばということで、こういうような形になったんじゃないかなと思います。どっちにしろ譲受人の水田を一部拝借というような形になりますので、測量後に分筆というような形で工事がされるものと思っております。

ます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

では、続きまして7番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番中島です。7番の案件について説明いたします。

譲渡人は以前50年ぐらい前に同じ高道に住まれており、一応小作人の方は違う人だったんですけど、譲受人の方がここ20数年ぐらい前から、米・麦作を中心に農業をやっておられます。譲渡人は労力不足、譲受人は小作地取得ということで問題ないと思います。

続きまして、8番の案件について説明いたします。

これは賃貸借権の設定で申請になっております。先月もこの借人は申請されて、徐々に希望する規模拡大の方向に進まれて頑張っておられるようです。貸人は労力不足ということと、借人は規模拡大ということで、下限面積も満たされており、何も問題ないものと思われます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次に、9番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足で、譲受人は小作地取得で、下限面積もクリアしております。許可相当と判断しました。よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次に10番をお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 農業委員16番、高島です。10番の案件について御説明いたします。

譲渡人におきましては労力不足、譲受人につきましては経営拡張というようなことで、下限面積も満たしておりますので許可相当と思われます。御審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、11番、12番については同じ委員さんなので続けてお願いします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員番号18番、田上です。

11番の申請農地は労力不足の譲渡人から小作者の譲受人への売買希望の農地です。譲渡人は81歳という高齢で農業従事が難しいため、譲受人が小作地取得するもので、下限面積要件も満たしており許可相当と認めます。以上です。

続きまして、12番の案件です。申請農地は譲渡人のお母さんから譲受人の子へ贈与希望の農地です。譲渡人の下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、13番をお願いします。

○19番（丸山和則君） 19番、丸山です。13番の案件について御説明いたします。

申請農地は元々農業法人所有の農地でしたが、農業法人の倒産により破産管財人の弁護士が財産処分のために譲渡人となり、破産者の親戚である譲受人へ処分価格で販売するものです。譲受人は農業者として農地取得の上限を満たしているため、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま3条申請について担当委員の説明が終わりましたが、先ほど1番はやりましたので、2番から13番について、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので採決のほうに移りたいと思います。

議第47号農地法第3条の規定による許可申請について、1番については継続審議、それから2番から13番については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第47号については、1番については継続審議、2番から13番については許可することに決定いたしました。

次に、議第48号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は1件です。

議第48号には始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局から読み上げます。

では、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第48号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年12月6日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が川島の畑330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、

おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地であり原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続されているものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上、1件、計330㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番の始末書を事務局担当者の松倉係長が読み上げます。

○係長（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

1番についてよろしく申し上げます。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。今の案件についてですね、御説明いたします。

申請地は豊水小学校グラウンドから南東に500mほど行った畑地でございます。申請者は現在、両迫間に居住しており、現在の住宅が老朽化し、手狭で日照も悪く寒いため、申請地である本人の実家に隣接する土地に建築するものであります。現在は本人所有の畑地であります。排水等の関係で20cmほど埋め立て、周囲は、東、南側については住宅があり、北側、西側は農地に面しております。周辺の土地への土砂の流出を防ぐため、境界にブロックによる擁壁を築き、流出、崩壊を防ぐ工事も行われております。建物は隣接農地から十分間隔を置いて建築し、日照・通風を保ち、耕作への影響がないようにするというので、生活用水は市の上水道をしよう、そして生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経て市道側溝に流す。雨水については溜め枿を設置し、市道側溝に流すということです。転用することにより付近の土地、農作物等に被害を与えないように万全の対策を講じていますが、万一問題が生じた場合は、責任を持って対処するとのこと。現地調査の結果、先ほど始末書でありましたように完全なフライングではあります。その他の要件は全てクリアしており、許可相当と判断しますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。4条申請について担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。私も実際現地調査に行っておりまして。着工は来月になっていきます。早々に基礎を打てる状態になっておりました。これは担当の農業委員さんが再三にわたり注意をされておっても強行でされておる

状態でした。砂利を3m幅5mぐらいかな、それを敷きつめてあったので、そこをですね、そこなとんユンボあたりでどかしてくれたらどうかなということを行いましたけど、莫大な費用がかかるので無理だということになりました。こういうことを許すと大工さんもどこの大工さんか知りませんが、「なーんよかったい、あとから申請すつとよかつばいた。始末書いっちょですますつとよかばいた」という、そういうとの広まりやせんかなと思います。とうてい私は許可相当だとは思いません。以上です。

すみません言い忘れました。議事録にしっかり残してください。

○議長（下川 安君） ほかにありませんでしょうか。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。一番大元についてはですね、地元の農業委員として相談を受けました。元々が畑地ではあったものの盛土をしたいという申し入れがあつてですね、畑地に盛土ということであればいいでしょうという、委員会からの返事もあつて、本人さんは、それは何でかという、いつ住宅を建てられるかというのが、その当時はなかなか時期の判断ができないような状況だった。そういうことで盛土を取りあえずしとこうかという話でですね、私に相談があつたもんだから、そのあとに私が確認に行ったら、「おい、ちょっと待てよ、こら盛土じゃないよ」という話になってですね、これだとちょっと正直なところまずいよということで、できるだけ元に砂利を戻して、そして転用の申請をして、許可を受けた上で整地すべきだよということで再三話したんです。

そういう経過もあつてですね、業者とも大分話をされておるようですけども、いずれにしても先駆けてやったという、これが今までの何と申しますか、始末書の大きな、知らなかった、あるいはそれ以外の要件も多分にあるかと思うんですけども、そのへんで先んじてしまったという、やっぱりそこは大きな要素ですね、ほかの要件は全て耕作されている方に影響を与えないようないろんな手立ては十分されております。だから、今後やはり転用に関してはそのへんをですね、やはりいろんな形の中でその可能性があるような情報があつた場合には、早め早めにですね、やっぱりそういう順序立てをきちっと指導をするように農業委員としては考えていかなきゃいかんのかなあと今回の場合は特に感じました。やむを得ないといえはやむを得ないんですけど、そういうことで本人も反省しておりますので、何とか御審議のほうをよろしく願います。以上です。

○5番（坂本正敏君） 喧嘩するわけじゃなかですけどね、許可相当というとはどこまでが許可相当かなと思うとですよ。例えば、家が建つてしもてからでん許可ばもらうとかていうと、そのへんはどがんですかね事務局さん。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今ちょっと質問があつたんですけども、

まずちょっと先ほどの坂本委員の説明の中で、私も現地調査に行って、ちょっと誤解ないように説明しときますけれども、事務局が、莫大なお金がかかるからそのままでもいいよと私は言ったことはないということはしたいと思います。

今の御質問で、家が建つとる、そして転用申請があるケースも確かに今までに何回もあっています。前回の総会の中で、熊本市の事例で会長のほうからあったと思うんですけども、砂利ぐらい程度だったら1回戻させたケースもあったとか聞きますけれども、ちょっと今まで、私も今、4年目ですけども、そういったケースはないんですけども、これはケースバイケースでしか言えないのかなと思いますしですね、なかなか一概に規定はないというかですね、そもそも転用申請にあがる前に本来ならば原状回復というかですね、してもらうのが一番良いと思うんですけども、転用申請があがった際にそういうところまでいってて、例えば家が建っているところをまた元に1回潰しなさいというところまで言うか言わないかというのは、皆様の協議でしかないと思います。

○5番（坂本正敏君） 協議でだめですと言えば家は潰さなんとですか。

○係長（松倉 司君） はい、事務局の松倉です。そこまで至ったケースはないんですけども、ちょっと家を壊す壊さないという大きな話になっているんですけども、制度上の話で言うと、口頭指導から文書指導とか、最終的には農業委員会の名前で現況回復命令という措置の形にはなるんですけども、農業委員会の中で、これは家を壊さないと周りにそうな迷惑しとると、営農に関してですね。農業委員会総会の中で壊さないかんということになれば、壊してくださいと言わざるを得ないと制度上なると思います。

○5番（坂本正敏君） 壊す壊さんじゃなくて、許可は認めませんってなった場合はどうなるんですか。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。許可を認めませんってなった場合というのは、農業委員会総会の中で議決で決まることなので、それはそれのとおりになります。

○5番（坂本正敏君） 家はそのままですか。潰さなんとですか。

○係長（松倉 司君） 結局転用の許可を得ないで建っているということなので、許可を受けていないということなので、農業委員会としてこれを原状回復の命令を出すとか、そういう話になれば潰さなんとです。許可ば出せない、出さないということであれば、無断転用という状態になっているので、どこまでそこを突き詰めてするかという、ここの決定次第だと思うんですけども、制度上になるとそういう話になります。

○5番（坂本正敏君） 制度上はですね。

○係長（松倉 司君） はい。あとは皆様の決定です。

○5番（坂本正敏君） 今の話はあり得ん話ばしよっとですけどね。でも実際法的にはそういうことをしなくてよかということね。

○係長（松倉 司君） はい、そういうことになります。

もう一つ言わせていただくと、無断転用しているところがあると。これが今回のように許可要件を満たしているところと許可要件を満たしていないところがあるんですね。許可要件を満たしているところは、申請をあげてくださいという、どこの自治体もしているんですけど追認許可という形で、今回のようにですね、申請されるケースもあるんですけども、そもそも許可要件を満たしていないところが、申請もあげられない状態なので、ここは元に戻してくださいで農業委員会で対応するしかないという選択肢しかないということになります。

○議長（下川 安君） ほかに皆さんからありましたら。

○6番（土田健一君） 6番の土田です。総会前に農地法についての説明があったときに、その中に違反転用に対する処分というのがありますね。さっき極端な、家が建ってしまったという場合は、これは特例としてですね、その場合にこの違反転用、内容は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、これ法人の場合は1億円以下の罰金と、違反転用における原状回復命令違反をしなかった場合は、同じようなこれがありますけれども、これが適用されるということですか。

○係長（松倉 司君） はい、事務局の松倉です。今、先ほど説明しましたとおり、その違反を見つけてからまずすぐこれが適用されるということではなく、段階的に口頭指導をやっぱり地元と委員さんが根気よくされて、どうしても聞かない悪質なものは、次が文書、指導とかですね、段階的に上がって行って、最終的にはこういう制度になりますよとなりますけれども。

○推15番（大家 泉君） すみません、この場で質問していいかなんかわからないような質問ですけど。すみません、推進委員15番の大家と申します。

一般の方がそがんやってから今、坂本さんがおっしゃられたようにですね、悪質なケースとそうでない全然無知な状態で先走って建てた場合、このへんのことが大分問題になってくるんじゃないかと思うとですよ。周知徹底を、このへんの農地法に関しての周知徹底を皆さんが知つとれば、まずこういった問題はまず起きないと思うとですよ。一般の方がそれを知ってるか知つたらんかというのがですね、大分大きな問題になってくるとじゃなかつかなあて、私個人としてはそう感じるとですけども、もしかしたら建築業者にひと通りこういった文書を出してですよ、こういった話があった場合はちゃんと確認しとるかいかとか、そのへんのことは今この場で言う質問かなんかわからないんですけども、私自身がですね、目がどこまで届

くかわからんけれども、もしそういったことがあってもう知らん間に建つとつたと、これは農地法に引っかかって全然だめですよ、認められませんよとなった場合ですね、どこまでその法の適用が、さっき言われたとおりされるかなあて。だけんが、もしも農家の方がこうやって面積を潰して家を黙って建てた、これはもちろんわからんと思うですけども、知らん人も中にはおるとじゃなかつかなあと、無知なゆえに。だけんそのへんのもうちょっと法律的なことば皆さんに周知徹底したほうが、少しでも周知徹底したほうが、こういった問題は少なくなるんじゃないかというのが私の意見です。すみません。

○5番（坂本正敏君） 業者は皆さん知っていますよ。大工さんにしろ建設業にしろ。

○推15番（大家 泉君） だけんが、実際そういった問題があつとは、やっぱり盛土したりなんたりすつとも業者がすつでしょう。知つとればそれはちゃんと確認ばしてから話でしょう。もうその確認ば怠つたということはちょっといかんとだろうけれども、もしも確認しとつて先に話がずつと進んで建ててしまった。これは間違いなく違反だと思つとですよ。だけん坂本さんが言いなつとは、そのへんば強う言いなつたつたろつと思つとですけども。

○5番（坂本正敏君） そうです

○推15番（大家 泉君） それで全部が知つとれば問題はなかつと思つとですよ。その建てた本人もですね、含めたところで。すみません、それだけです。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいま意見のほうはありがとうございました。意見としてですね、今日の農地の売買であるとか転用等は、農地法の許可が必要ですよということの周知は、農業委員会だより等でですね、図つていっておるところではありますが、もし今、ご助言、意見があつたようにですね、もう少し周知力が足らないなら、今後ですね、周知を強めるような方向で考えたいと、事務局として考えたいと思つています。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。いろんな御意見が出てまいりました。この件についてもどういふふうにするかというのがあると思つていますけれども、坂本委員のほうからは、そういうことで許可する方向ではないといふようなお話もありました。土田委員は地元の委員さんとしては、許可をお願いしますといふようなお話もございました。これについては、今あつたいろいろな御意見がございましたので、やっぱり農業委員さんでですね、判断をしてもらわにやいかんと、これは採決という形になると思つていますので、どういふふうにするかというのは、それぞれ農業委員さんのほうで決めてもらわにいかんかなと思つています。

先ほど違反とかなんとかといふいろいろなお話がありましたが、経験上から言つと、違反をですね、県とかなんとかに届けた案件はない、報告とかなんかこうい

う先ほど300万円とか懲役とか、これまでに至るまでものすごく長い時間かかってやらないとここまではいかないと思います。全国的にも例はないと思いますけれども、そういうことで、一つは、口頭指導でもひとつはまわって、ここはいかんよというところは、転用しなせというのには指導としてはある方向なんですよね。転用を申請を出してください。途中であっても申請を出さんかぎりずっと無断転用になるので、あとはこの違反の状態がずっと続くということで、転用を出してくれというような指導もやることも一つの方法は方法なんです。そういう形で、農業委員会としても指導の方法もやり方の問題もありますし、始末書の話もありますし、ほんなこて、これは本当に転用許可出してよかろかというのもありますけれども、先ほど、私たちは農地法の法というのがあります、その法の基準に基づいて審査をするということなので、そのへんのところで、あとはいろんなお話があったとおり、皆さんに採決をここですか、もう一回来月まで審議をちょっともう一回やり直すかということになるかと思います。

○5番(坂本正敏君) ばってん施工は1月になっとつですよ。

○議長(下川 安君) はい、もう1月ですから。それは1月なので、その1月をどうするかという話で、ここでもう一回審議をしないなら、施工を延ばしてくれということになると思いますね。

○5番(坂本正敏君) そっちがよか。

○議長(下川 安君) それは皆、御判断だと思います。

○5番(坂本正敏君) どっかできちんとしましょう。

○8番(本田多美子君) 8番、本田です。とてもいい意見がいろいろ出てよかったと思います。でもこの案件の場合、先ほどの地元農業委員さんの発表はとても心にひびきました。フライングだったけれど、やっぱりちゃんと見て説明されています。私はもう、これだけ議論が深まったんだから採決してもいいと思います。

○議長(下川 安君) ありがとうございます。ではすみません、皆さんにお諮りをいたします。

本田委員からもこれだけの議論をしたんだから、もう今回採決もしていいんじゃないかという御意見もありました。では採決という方向でよろしゅうございますか。

(はいの声)

○議長(下川 安君) では、議第48号農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○議長(下川 安君) ありがとうございます。

15名の方が挙手をされましたので、議案どおり許可することに決定いたしま

した。

次に、議第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は8件です。

議第49号には、受付番号7番に始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

また、受付番号8番には、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限について、高本推進委員が該当するため、受付番号1番から7番までの採決を先に行います、受付番号8番の審議前に高本推進委員には退出を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第49号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年12月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中尾の畑1,199㎡で、転用目的は、特定建築条件付土地4戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が滑石の畑393㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が滑石の畑83㎡外1筆、計297㎡で、転用目的は住宅兼喫茶店への進入路及び駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が大倉の畑610㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町上の畑456㎡外2筆、計1,109㎡で、転用目的は建売住宅4戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が横島町横島の畑1,343㎡で、転用目的は、太陽光発電施設49.5kWです。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が天水町小天の畑674㎡で、転用目的は、事務所、車庫及び資

材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

8番、申請物件が、松木の田219㎡外1筆、計438㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上8件、合計6,063㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月1日及び2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から6番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

では、すみません、1番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員会、3番の村上です。1番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校近くに住宅化しつつある地域です。申請人は建築条件付土地売買を計画しております。事業面積は1,199㎡、建築条件付売買予定地4戸を計画しています。給水、市上水を利用します。雨水、敷地内に雨水溜め枡を設け、北側道路側溝に流します。生活雑排水、汚水は、市の下水道に接続します。農地との境にはブロックを設置して土砂の流入を防ぎます。周辺農地等に危害が生じた場合、申請者が責任を解決するそうです。

以上、現地調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番、3番は一緒の委員さんですよ、よろしくお願い申し上げます。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。この案件について説明いたします。

申請地は、滑石郵便局に隣接する道路の東側にあります。申請地は北側が住宅、東は住宅、西側は道路となっており、南側は造成した道路となっております。転用面積は393㎡で、木造平屋の109.78㎡の個人住宅を建てられるとのことです。給水は、周辺水道管から取水し、また、生活雑排水及び汚水は、新設浄化槽に接続し、西側側溝に接続、放流とのことです。雨水に関しても浸透枡を設け集水し、西側側溝へ接続するということです。南側に出入り口を設け、また、一切の被害が生じないように注意を払い、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応

するということでした。一応現地調査した結果、特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

続いて、3番の案件について説明いたします。

申請地は滑石小学校の北150mほどになります。申請人は、現在の建物を一部改装し、住居兼喫茶店として利用されるそうです。この物件に接道がなく、南側の2筆83㎡と214㎡、計297㎡の畑を進入路及び駐車場として利用したいということで申請がありました。周りは出入り口以外は全てブロックで囲まれており、現地調査した結果、特に問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

申請地は大倉古屋敷で、市街地中心部から近く、利便性と住環境面からみて共同住宅の建設に適した場所であるという理由で選定されています。事業面積、転用面積610㎡に共同住宅1棟6世帯、木造2階建てを建設し、駐車場10台分設置する計画です。給排水の計画については、既設水道管より引き込み、雨水は東側市道側溝に排水、生活雑排水、雨水は合併浄化槽にて浄化処理後、東側市道側溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処することでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思ひますので、御審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。5番の案件について説明します。

申請地は、睦合小学校から前の県道を大野下駅のほうへ300mぐらい行った農地になります。申請地の周辺は、西側は宅地でブロック塀の境界となっております。南側は県道沿いです。北側と東側は畑地の農地になります。転用面積は456㎡と301㎡と352㎡の3筆の合計1,109㎡です。土地は県道と隣接し、ほとんど平坦であることから大部分は整地のみとし、北側土地の一部を盛土造成を行うこととなります。土地の中央に進入道路を建設し、奥に2棟、進入道路左右に1棟ずつ、合計4棟の建売2階建て住宅を建設するよう計画されています。また、住宅用地の周囲は空洞ブロックを設置するよう計画されています。給排水等の計画については、給水及び生活雑排水、汚水は南側県道内の既設の水道管及び下水道管に接続、また雨水については、区域内の側溝に集水し、浸透型柵にて処理することにな

ります。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、譲受人が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。6番の案件につきまして説明いたします。

申請地は、玉名市役所の横島支所より北側へ500mのところにある農地でございます。申請人は京都市で太陽光事業を営む法人で、ここに49.5kWの太陽光発電施設を設置するものでございます。転用面積は、全体で1,343㎡、太陽光パネルと288枚設置する計画です。盛土は特にせず整地を行い、周辺をフェンスで囲むとのことです。給排水の計画については、太陽光発電のため特に発生しませんが、雨水については自然浸透させ、オーバーフローした分に関しましては南側の用水路に排出するということでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査をしました結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

今、申請番号1番から6番までの説明が終わりました。次の申請番号7番には始末書が出ていますので、事務担当の松倉係長が読み上げます。そのあと担当委員の説明をお願いしたいと思います。ではお願いします。

○係長（松倉 司君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

では、7番について委員さんの説明をお願いします。

○19番（丸山和則君） 19番、丸山です。土地の所在地は国道501号線に隣接し、天水町港交差点より100m手前寄りで周りは宅地に囲まれております。転用の計画として、事務所及び車両車庫並びに資材置場が計画されております。また、排水等の計画としては、すぐ隣にあります自宅の合併浄化槽に生活雑排水、汚水等はつないで流すということです。また、雨水については、隣接の排水路がありまして、そこに流すということです。また、近隣の農地への被害については、本人が責任を持って対応するとのことです。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

5条申請の1番から7番まで、7件については担当委員の説明が終わりましたが、皆さんからは御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番、本田です。ちょっとわからないので教えてください。

この転用目的の1番、特定建築条件付土地というのは初めて聞いたんですけど、どういうことか教えてください。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。ただいま御質問がありました転用目的の特定建築条件付土地というのは、どういう転用目的なのかということなんですけれども、まず、定義上の話でさせていただきますけれども、こういう家を建てるときに、個人住宅とか農家住宅もありますけれども、宅地分譲という言葉であったり建売住宅という言葉もあるんですけれども、宅地分譲というのがですね、一般的に田んぼがありますと、そこに田んぼを埋めて造成して区画を造ります。よく町中で1区画例えば500万円ですとか、造成のみの転用ですね。区画だけで、土地だけで販売するような行為を農地転用の制度ではですね、宅地分譲という言い方をします。この宅地分譲というのは業者さんが皆さんしたいところなんですけれども、造成のみの転用というのは、農地法の中で都市計画法に規定する用途地域ですね、中心のところですね。ですので横島とか天水とか三ツ川というのは都市計画自体も入っていないところもあります。都市計画に入っている中で、第1種住居専用地域とかですね、主に本当に中心に近いところが指定してあるんですけれども、その用途地域内の農地でしかこの宅地分譲というのは許可が出されないというのがあるんですよ。ならそこに用途地域に入っていないところはどさされていたかということ、建売住宅という形で造成をして、建物を建てて、土地と建物で2,980万円ですとかいう売り方をされるのが建売住宅なんですけれども、建売住宅しか許可が出せなかったんですね。

ただ近年ですね、やはり柔軟になってですね、2年前ぐらいの法改正だったと思うんですけれども、この用途地域に入っていない農地でもですね、例えば転用者がですね、そこを販売期間を例えば1年間と決めてですね、造成のみして区画幾らですよという販売をすることができます。ただし販売期間中に売れなかった場合は、転用者が責任を持って建売住宅を建てて、いつまでに完成してくださいという柔軟な制度が施行されました。それが特定建築条件付土地となります。だから、玉名市のどこの地域でも、まずはこの許可を取ると、販売期間を設けていただいて、妥当な期間ですね、土地だけの販売をします。

もう一つあります。これをするにはですね、必ず建築条件付というところなので、転用者が大体住宅メーカーとかが多いんですけれども、そのメーカーで家を建てないといけないという建築条件が必ず付きます。土地を買いました。その土地を買

った3カ月以内に転用者が指定する業者と建物の契約までしなきゃいけないというのがこれです。

だから、今までは最初に言った宅地分譲というのは、土地だけを買って、建築条件が付いていなかったらいろんなメーカーで自由設計で建てられ便利がよかったんですね。建売住宅になるとできたものを買わなきゃいけないとなれば、ニーズというものがあると思うんですけども、それが住宅メーカーは指定されますけれども、この特定建築条件付になると、区画を買って、そのメーカーで自由設計して大丈夫だというふうに柔軟になるということです。販売できなかったやつは、必ず責任を持って転用者が完了予定日までに建売住宅を建てて、販売を始めてくださいねというのがこの制度でございます。よろしいでしょうか。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ議第49号農地法第5条の規定による許可申請、1番から7番までの7件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第49号、1番から7番までの7件については、許可することに決定いたしました。

ここで議第49号、受付番号8番の審議に入る前に、議事参与の制限規定によりまして、高本推進の退室を求めます。

— 推12番 高本昌揮君 退室 —

○議長（下川 安君） 高本推進委員が退室されましたので、審議を行います。

先ほど事務局より8番の説明は終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。8番についてお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。8番の案件について御説明します。

場所は九州プラスチック工業の東側100mぐらいの位置です。事業目的は個人住宅、転用面積は2筆で438㎡、申請地は、北側は市道、東側と西側は住宅、南側は農地です。申請地は道路より低いため、周りをブロック5段で囲み、80cm盛土するそうです。南側の農地には土地の境界に給水用のU字溝が埋設されており、境界がU字溝の中心となっており、南側の土地の所有者と相談し、U字溝を撤去するか決めるそうです。建築面積は94.4㎡、木造2階建て、延べ床面積は133.52㎡、それと駐車場と庭が343.6㎡で、給排水計画は、給水は北側の市上水道を使用する。汚水、生活雑排水は北側市道の下水道に接続し、排水します。雨水

は敷地内に収集柵を設置し、北側の道路側溝に流します。万一南側の農地に支障が
でた場合は、申請者が責任を持って対処するそうです。現地調査の結果、許可相当
と判断します。御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま担当委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問は
ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問もないようですので、採決のほうに移ります。

議第49号農地法第5条の規定による許可申請、8番について、原案どおり許可
することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果異議なしと認め、議第49号、8番については、許可することに決定
いたしました。

ここで高本推進委員の入室を求めます。

— 推12番 高本昌揮君 入室 —

○議長（下川 安君） 高本推進委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

それでは、議第50号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
申請件数は439件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第50号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3
年12月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川安。

10ページから11ページの総括表、12ページから48ページまでの集計表の
とおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が11件、32,185㎡、利用権設定が385件、1,348,
397.81㎡、合計396件、1,380,582.81㎡の集積で、いずれも農
業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提
案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はご
ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問もないようですので、採決のほうに移ります。

議第50号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第50号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

次に、報告に移ります。

報告第34号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第35号農地の形状変更届についてを事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。49ページをお願いいたします。

報告第34号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。

農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年12月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、49ページから58ページまでの42件、合計154,212㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、59ページをお願いします。

報告第35号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和3年12月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、9件、9,061㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(下川 安君) ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長(下川 安君) 引き続きましてその他のほうに移ります。その他のほうで皆さん何かございませんでしょうか。

○5番(坂本正敏君) 何度もすみません。農業委員数のことでお尋ねしたいと思えます。農業委員の数。これ農地の面積によって農業委員の数が振り分けられると思っていますけど、先日の勉強会でちょっと熊本県下の市町村の農業委員さん、最適化

推進委員さんの欄がありまして、あさぎり町等あたりは最適化推進委員さんはいなくて、全て農業委員さんだけになっております。ある市町村では、農業委員さんの数の倍の数が最適化推進委員さんになっております。そのところをちょっと説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） まず、農地利用最適化推進委員さんですよ。もうちょっと前から話しますと、現体制になる前、農地利用最適化推進委員さんの制度はなかったんですけど、農業委員38名のみでした。法改正があって農地利用最適化推進委員を設置することになってですね、現行38名の農業委員体制であってですね、特にどうしてもあと増やしたがいいとかですね、そのようなこともなく38名でこうしておりました。法改正のあと、それで自由が利くのはですね、農地利用最適化推進委員の数なんです。最適化推進委員というのは、玉名市内の全部の経営耕地面積を100で割った数が最大数も受けられます。この経営耕地面積というのは、5年に1回全国で行われます農林業センサス調査によってなされた農地面積ではなく、経営耕地面積、実際に耕作がなされている農地の面積、玉名市の場合、現行使っている数字は5,207ha、それを100で割る、ということは、約最大ですね、農地利用最適化推進委員は、それこそ最大で52名までは可能だという農業委員会に関する法律の規定があります。ですので、玉名市はちょっとそういうことはあり得ないんですけど、何人まで増やせるのかといたら52人まで増やせます。しかし、それは非常に最大の数で、もちろん玉名市の予算によって最適化推進委員さん、農業委員さん、いろんな運営するには予算が必要です。今のところ最大自由が利くのは農地利用最適化推進委員さんの数を設定できるんですけど、玉名市の場合には法改正のある前の農業委員数38名を維持していこうということで、農業委員を19名、最適化推進委員を19名ということにしているのが現行であります。

○5番（坂本正敏君） 農業委員の数は19名ていうとはどこから割ってあつとですか。

○事務局長（小山 博君） 申し訳ありません、ちょっと今日そこは記憶で。

○5番（坂本正敏君） 事務局さんあたりはわかっとじゃなかですか。どっかの本に、私は勉強会のときに資料の中に入っとったです。

○事務局長（小山 博君） 農業委員の根拠はございます。農業委員の数はですね。

○5番（坂本正敏君） あるでしょう。それは面積から割るとじゃなかっですか。

例えば、あさぎり町は全て農業委員になつとつとですよ。よければ玉名市も全て農業委員にしてもらえんかなあて思うとつとですけど。それが可能ならば。

○事務局長（小山 博君） 本当今日は申し訳ありません、そこは資料があつたんですけどここに持参してなかったの、また調べてですね、また皆さんに次回お知らせ

したいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） では次回報告するという事でよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに、どうぞ。ほかにございませんか。

○9番（岡村栄一君） 9番の岡村です。駅のことですね、新幹線駅まわりの農地転用の話は今、どれくらいになってるんですかね。

新幹線駅の西側の今、試掘調査があっておりますね。あの農地転用がもうできたてという話がよう聞くとですよ。いや、こういうのは全然まだ農業委員会ではありませんで私は言うとですね。市のほうからも県のほうが、どれくらい進んどのか、状況をちょっと聞きたいです。

○議長（下川 安君） 新幹線の西側の方ですか。

○9番（岡村栄一君） はい、西側の開発。

○議長（下川 安君） あの辺はまだ農振に入ってるんじゃない。

○9番（岡村栄一君） 全然まだ農業委員会の方には。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。結論から言うとはですね、まず転用のための字もまだない状態です。今ですね、新駅がありますけれども、いくつか開発されているところはありますけれども、それ以外は農地となっておりますけれども、農振地です。これは農振を外さないと転用ができない状態です。今、市のほうも駅前開発は力を入れてやって、都市整備課というところに新しいセクションを設けて進めてはいるんですけど、民間を誘導するという意味で動いているんですけども、今のところまだ動いていないという状況です。転用するには農振も除外しなきゃいけないんですけども、なかなかその農振の問題であるとか、都市計画の考え方、都市計画の用途を貼るという考え方もあるんですけども、どのような形になるのかというのを今、協議している段階でございますけれども、まだ具体的な動きはないというところが私どものつかんでいる情報でございます。以上です。

○9番（岡村栄一君） はい、わかりました。話だけが飛んでですね、スーパーがくるだの、不動産屋が私げにゃ来ましたというそういう話がいろんなところで入って。はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。農用地利用集積計画でですね、いろんな農業委員さんとか推進委員の名前が書いてありますけど、いっぱい。前は、私も担当になったとき連絡がきよったつですよ。この中に書いてあるとはいっぱい私の名前も書いてあるけど、連絡はいっちょんなかです。一切ありません。

○事務局長（小山 博君） 小山です。基盤の契約の際は必ず連絡をしてくださという事は本当に伝えておるんですけど、なかなか契約成立された方がそのまま電話

をされない、もしくは、考えられるのが、どうも固定電話の番号ですので、農業委員さんの番号がどうしても固定電話の電話番号ということのお知らせになるので、なかなかもしかしてそれで連絡が通っていないのかというような予想もして。

○推 1 番（水本信之君） 知っとる人もおっですよ。

○事務局長（小山 博君） ですので、今一度基盤の契約の際はですね、必ず担当の農業委員さんに連絡をしてくださいということを、もう少し強くお知らせをしていくところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） 水本委員、よろしゅうございますか。

それではほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 何もないようですので、今日は本当にいろんな意見が出てありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） これをもちまして令和3年第13回の農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる審議まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時48分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年12月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

西本 賢二郎

農 業 委 員

中島 浩輔